

平成26年1月から 記帳・記録保存制度の対象者が拡大されます！

事業所得などを有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿などの保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

対象となる方 事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

※1 所得税申告の必要がない方も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

※2 現行の記帳・帳簿などの保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得などの金額の合計額が300万円を超える方です。

帳簿などの保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

帳簿・書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	



問合せ先 魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
(公社)富山県宅地建物取引業協会新川支部 相川
(☎09033295731)

▼問合せ先
相談室3
ところ 市民交流プラザ2階
とき 11月20日(水)午前10時～午後5時

▼問合せ先
税務課納税担当
(内線231・232)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

▼問合せ先
魚津税務署
(☎0765-24-1370)

浄化槽・貯水槽 保守・清掃
水まわりの困りごとを一発解決！
(株)三久萩原技研
滑川 / 滑川市常盤町 28-4 ☎(076)475-1239
立山 / 立山町米沢 33-1 ☎(076)462-0939

PAS-DE-DEUX
七五三・家族写真・成人式前撮り
着付けセットメイクご予約承ります
滑川市常盤町503
http://ameblo.jp/pad-lipo ☎076-475-0836



消費生活相談員からのお知らせ

～健康食品の送りつけ事案が多発～
市内において、注文した覚えのない健康食品が自宅へ送りつけられる事案が多発しています。

最近の全国的な事例
自宅に商品が送りつけられ、その中身には、自分の氏名および商品の金額などが記入された現金書留の封書が入っていた。数日後、業者から「年金が入ったら、すぐに支払え」と電話があった。

対応の心得
◆購入の承諾をしていないにもかかわらず、商品が送りつけられた時は、代金の支払いの義務はなく、受け取る必要はありません。受け取り拒否をして、業者名、住所、電話番号を控え、配達業者にそのまま持ち返してもらい、市の消費生活相談員に相談しましょう。
◆家族が注文したものと勘違いして、代金引換で商品を受け取ってしまった場合でも、クーリングオフ（契約解除）ができますので、すぐに市の消費生活相談員に相談しましょう。

問合せ先 生活環境課（内線333）

滑川市長選挙の投票日は2月9日(日)です

任期満了に伴う滑川市長選挙は、平成26年2月2日(日)に告示、2月9日(日)に投開票を行います。
【立候補予定者事務説明会】
とき 平成26年1月14日(火)13:30～
ところ 市民会館3階 中会議室
問合せ先 選挙管理委員会（内線215）

1人でも雇ったら労働保険の加入手続きが必要です

～11月は労働保険適用促進強化月間です～
労働保険は、予期せぬ労働災害や失業が発生した際に、保険給付を行うことにより、労働者の福祉の向上・増進を図るための、政府管掌の保険制度です。法人・個人を問わず労働者（パート・アルバイト含む）を1人でも雇用している事業主は加入が義務付けられています。
まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、すみやかに手続きをお願いします。
問合せ先 滑川公共職業安定所（ハローワーク滑川）
(☎475-0324)

市民のための更生保護相談会

とき 11月2日(土)、16日(土) 10:00～14:00
ところ 滑川地区更生保護サポートセンター2階会議室
(滑川市シルバー人材センターの同一敷地内別館)
相談内容 青少年や成年の更生保護に関する相談
相談員 滑川地区保護司会所属保護司
問合せ先 滑川地区更生保護サポートセンター
(☎476-2690)

市政情報 メールマガジン「キラリンメール」

市政トピックス、くらしの情報・イベント情報など、ホットでタイムリーな話題や情報をメールマガジンとしてお届けします。
ご希望の場合は、事前に配信登録が必要です。パソコンの場合は、市のホームページ（「キラリンメール」ページ）へ、携帯電話の場合は、モバイルページ（携帯版ホームページ http://www.city.namerikawa.toyama.jp/m/）へアクセスして、配信登録してください。
問合せ先 企画政策課（内線224）

献血にご協力を！

この機会にぜひご協力をお願いします。
とき ①11月17日(日) 9:00～16:00
②11月28日(水) 13:15～16:30
ところ ①プラント3 駐車場
②市民会館前
対象 18歳から69歳までの方
※65歳以上の献血は、献血される方の健康を考え、60歳から64歳までの間に献血経験がある方に限ります。
問合せ先 福祉介護課（内線766）

滑川の郷土資料を集めています

図書館では、市内の団体・個人の方が作成した記念誌、郷土誌、自費出版の本などを積極的に収集しています。郷土の大切な財産となりますので、ぜひ、ご寄贈ください。
問合せ先 図書館（☎475-8001）